

令和4年度 障がい支援区分認定調査に係る手話通訳者派遣事業実施仕様書

1 契約名称

障がい支援区分認定調査に係る手話通訳者派遣事業（単価契約）

2 目的

大阪市において、障がい支援区分認定に必要な調査（以下「認定調査」という。）を実施するにあたり、聴覚障がい等により意思疎通が困難な調査対象者等に対し、手話通訳者を派遣することにより、本人の心身状況等を的確に認定調査に反映し、もって認定調査事業を円滑に行うことを目的とする。

3 対象者

大阪市に障がい支援区分認定調査が必要な障がい福祉サービスの支給申請をされた方で、調査実施場所が大阪市内の方のうち、聴覚障がい等により意思疎通が困難な障がい者。

4 事業実施期間

令和4年4月1日（金）～令和5年3月31日（金）

5 実施内容

業務手順は以下の（1）～（4）のとおり。

（1）大阪市認定事務センターから業務委託先事業者（派遣機関という。以下同じ）に、「手話通訳者等派遣依頼書」が送付される。

（2）派遣機関は、認定調査の調査員が行う調査の日程調整に協力を行う。

（3）認定調査時に調査への同席を行い、手話通訳を行うことにより、本人の心身状況等を的確に調査に反映させる。原則的に1回の訪問で終了するものとするが、訪問が長時間に及ぶ場合については、調査対象者及びその家族の負担を考慮して、一旦調査を中断し、日を改めて再度調査を行う場合がある。この場合の業務委託料については、1件の調査であっても、実際に訪問した回数を件数に読み替えて積算するものとする。調査対象者の体調不良等により調査の継続が困難であると判断し、一旦調査を中断し、日を改めて再度調査を行った場合も同様とする。

（4）業務終了後、派遣機関は速やかに介添制度・手話通訳等利用報告書を認定事務センター障がい支援区分認定担当に送付する。

6 履行場所

本人の指定する調査先（自宅等）

7 業務委託料の支払等

（1）金額

1回4,620円（税込。交通費は支給しない。）

（2）件数

約30件（本市全体における当該事業実施件数）

※本人希望によるため、年間を通じて派遣機関により依頼がない場合もある。

（3）支払方法

業務終了後、介添制度・手話通訳等利用報告書とともに本市所定の様式で作成した請求書を送付する。大阪市は、提出された報告書及び請求書に基づき、業務委託料の支払いを行う。

8 再委託

(1) 障がい支援区分認定調査に係る手話通訳者派遣事業業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- ①委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- ②障がい支援区分認定調査に係る手話通訳

(2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

(3) 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する※。

(4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

(5) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

9 障がいのある人への合理的配慮の提供

受注者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

10 付記

- (1) 派遣機関は本業務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。
- (2) 本契約の履行に際して別紙「特記仕様書」を遵守すること。

11 担当部署

大阪市西成区出城 2-5-20

大阪市 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 認定グループ

電話：06-4392-1730 FAX：06-4392-1732

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

（条例の遵守）【5 条関係】

第 1 条 受注者および受注者の役職員は、本業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）【6 条 2 項・12 条 2 項関係】

第 2 条 受注者は、当該業務について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（福祉局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（福祉局総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）【7 条 2 項関係】

第 3 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）【17 条 4 項関係】

第 4 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）【21 条関係】

第 5 条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく報告に正当な理由なく従わないときは、本契約（協定）を解除することができる。（指定管理者の指定を取り消すことができる。）

その他特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の福祉局総務部総務課（連絡先：06-6208-7911）に報告しなければならない。